

## 個別注記表

( 2021年 4月 1日から  
2022年 3月31日まで )

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 棚卸資産……………総平均法による原価法  
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
    - 建物……………定額法
    - その他の有形固定資産……………定額法
  - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) ……定額法
3. 重要な引当金の計上基準
  - (1) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
  - (2) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準  
商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。  
また、顧客に対して支払う価格下落の補償や販売リベートを売上高から控除しています。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方法によっております。
  - (2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用  
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、繰延税金資産の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
6. 重要な会計方針の変更  
重要な会計方針の変更はありません。

### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 21,036,340千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
  - 短期金銭債権 10,356,878千円
  - 短期金銭債務 1,821,261千円

### 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- 営業取引の取引高
- |     |              |
|-----|--------------|
| 売上高 | 72,901,280千円 |
| 仕入高 | 13,171,780千円 |

### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却限度超過額、退職給付引当金の否認等です。将来回収可能な一次差異を限度額とし、資産計上しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 5,698円86銭
2. 1株当たり当期純損失 0円48銭

当期純損益金額 当期純損失 677千円